

# サプライヤー 行動規範



## サプライヤー行動規範

背景: 私たちの目的は、働きやすい世の中を構築することです。その目的に忠実であるために、私たちは当社のサプライヤーとの関わり方を強化し、当社と当社のサプライヤーベースが重要な問題に取り組み、管理する方法の継続的な改善を奨励していきます。同封文書に記載されている当社の改訂後の期待と最低基準は、特定の問題に関する世界的な規制環境の増加だけでなく当社のクライアントと幅広いコミュニティからの期待の高まりを反映したものです。

EY 組織 (EY) はサプライヤーとの関係を尊重しており、相互の目的を達成するためにサプライヤーをサポートし協力することを約束します。サプライヤーの実績と高いビジネス基準の順守は EY のバリューチェーンの重要なかつ不可欠な部分です。EY は、自社の事業並びに当社のサプライヤー間において、法的、倫理的、環境面および従業員関連で高い基準を適用することを奨励し期待します。

誠実さとプロ意識に関する当社の取り組みは当社の『グローバル行動規範』に規定されており、これがすべての業務遂行のための明確な基準を提供しています。当社の『グローバル行動規範』は、ey.com でご覧になれます。私たちは『グローバル行動規範』からの逸脱または違反は容認できないことであり、当社のクライアントまたはサプライヤーが報復や差別を恐れることなく問題を提起できるようにすべきであると考えます。そのため、当社はいわゆる [倫理ホットライン](#) を提供し、デリケートな倫理的問題に対応しています。

この『サプライヤー行動規範』は、すべてのサプライヤーに期待するビジネス行動の最低基準を定めています。

1. **法律の遵守** : サプライヤーは、適用されるすべての法律および規制を完全に遵守するものとします。
2. **環境の持続可能性** : EY は、サプライヤーが以下について明確な理解を証明することを期待します。

サプライヤーが提供する製品およびサービスに関連する環境リスク、影響および責任 :

2.1 サプライヤーは、環境リスクを軽減するための効果的な環境方針、声明、またはプログラムを実施する必要があり、その実施は、当該会社のすべてのレベルで明白でなければなりません。

2.2 サプライヤーは、自社の業務が該当するすべての環境法に準拠していることを確認するためのプロセスを実施する必要があります。必要な環境許可、承認、登録すべてを取得し、そこに定義されている条件と要件に従い維持、遵守します。

2.3 環境パフォーマンスは、定期的に測定、監視、およびレビューする必要があります。サプライヤーは実行可能な対策を通じて環境パフォーマンスの継続的な改善に努め、可能な場合は、最先端の慣行を採用する必要があります。

2.4 サプライヤーは、エネルギー、水、原材料の使用を最小限に抑えるために実務的な努力をする必要があります。可能な場合、これらは再生可能または持続可能な方法で調達する必要があります。

2.5 汚染を引き起こしたり、気候変動に寄与する可能性のある大気への放出を監視、制御し、可能な場合は最小限にする必要があります。

2.6 サプライヤーは、発生する廃棄物を排除または削減するために実務的な努力をし、可能な限り廃棄物を再利用しリサイクルする必要があります。すべての廃棄物の取り扱い、保管、移動、処理、廃棄は、適用される規制に従い、環境に責任を持つやり方で実行する必要があります。

2.7 サプライヤーは、自社内のサプライチェーンのなかでベンダーの環境クレデンシヤルとパフォーマンスを考慮し、最小限の基準に従った運用を要請することを検討しなければなりません。



2.8 EY に提供される製品とサービスには、環境に配慮した技術、プロセス、持続可能な材料などの利用により環境への影響を軽減するオプションを含める必要があります。

**3. 人権と社会の持続可能性：サプライヤーのポイント 3.1～3.12 へのコミットメントを確認するためのポリシーと、関連する場合は改善プログラムを実施する必要があります。**

**3.1 強制労働、役身折酬、人身売買からの解放：**

- すべての雇用は労働者が自由に選択するものとし、労働者は自由に退職できます。どのような時も（妥当かつ有償の告知期間を条件に）また、たとえば従業員のパスポートや身分証明書の原本、金銭の預託などによって、強制や制限を受けることもありません。

- 役身折酬を行ってはなりません。仕事に対しては公正な報酬が支払われなければならない発生した債務を返済するために行われる（すなわち、欺瞞的な採用慣行の結果として）ことがあってはなりません。

**3.2 人材派遣会社：人材派遣会社/ブローカーがサプライヤーによって使用されている場合、適切なデューデリジェンスと継続的な管理を行い、借金による束縛のような労働者を搾取するリスクが実質的に軽減されていることを確認しなければなりません。これらの活動の合理的な証拠は、EY に対し要求に応じて、合理的な予告期間内に提供されなければなりません。**

**3.3 児童労働：サプライヤーは、最低労働年齢に関連する現地の法律を遵守し、直接的または間接的に児童労働を採用することがあってはなりません。国際労働機関（ILO）の1973年最低年齢条約（C138）によると、児童労働とは12歳以下の子供が行うあらゆる作業と、12～14歳の子供が行う軽作業以外の作業と、15～17歳の子供が行う危険な作業を指します。サプライヤーはまた、学齢期の労働時間が通学日に最大時間を超えないようにしなければなりません。児童労働が見つかった場合は、当該児童の教育を支援するプログラムを実施しなければなりません。**

**3.4 賃金と手当：少なくとも、法定最低賃金基準は、従業員全体に適用されなければなりません。従業員は自分たちの賃金に関する明確な情報を受ける必要があります、懲戒処分としての賃金からの不当な控除は法的に認められていません。**

**3.5 労働時間：労働時間は、休憩を含め、居住国または地方の法律に従って制限されなければなりません。時間外労働は自発的でなければならず、通常の雇用に取って代わるものではなく、公正に補償されなければなりません。**

**3.6 組合、団体交渉または類似方法の自由：従業員には、差別や脅迫に直面することなく労働組合に参加または結成する権利があります。組合と集合交渉の自由が法律で制限されている場合は、従業員は類似の手段を開拓する権利を持たなければなりません。**

**3.7 健康と安全、および労働条件：業界固有の危険性を認識しつつ、安全で衛生的な作業環境を提供しなければなりません。関連するトレーニングを従業員に提供する必要があります。**

**3.8 正規雇用：すべての従業員に対し地域の関連する法域に準拠した規約を明示した雇用契約書を提供しなければなりません。当社はすべての雇用および解雇が公正な方法で行われるものとみなします。**

**3.9 過酷または非人道的な扱いの禁止：サプライヤーは虐待、虐待の脅迫、性的またはその他の嫌がらせや脅迫を禁止しなければなりません。サプライヤーは、自社およびサプライチェーンの業務に携わるすべての労働者が労働慣行に関連する苦情を匿名で提起できるメカニズムを報復を恐れることなく利用できるようにしなければなりません。サプライヤーは、提起されたすべての苦情を是正するために調査し、適切な措置を講じるものとし、**



3.10 下請け：EY へのサービス実施をサポートするために認定された下請けが使用される場合、当該サプライヤーは、下請け業者がこの文書のセクション 3 に記載されている最小限の期待を満たしていることを以下の管理を通じて確認するものとします。

- ・ サプライヤーは下請け業者の業務とサプライチェーン内の労働者の権利リスクの可視性を、取得および維持するために必要な措置を講じるものとします。
- ・ サプライヤーは、下請け業者の業務を監査する権利を取得するものとします。
- ・ 下請け業者に対して実施された監査の記録は、要求に応じて入手できるものとします。
- ・ サプライヤーは、以下を確認するため、下請け業者と書面による合意を締結するものとします。下請け会社による下請け業務は、(a) 許可されており、(b) 本文書に記載された基準を満たしていることが必要です。

3.11 監査する権利：サプライヤーは、自社のサプライヤーについて労働条件と労働者の権利がどの程度守られているかを評価するために、監査する権利を得るものとします。サプライヤーのサプライチェーンについて実施された監査の記録はリクエストに応じて利用できるものとします。

3.12 インシデント対応：サプライヤーは、強制労働、役員報酬、人身売買または児童労働が特定されるインシデントが発生した場合、少なくとも以下の措置を講じるものとします。

- ・ インシデント/高リスクを関係当局に開示
- ・ EY に対するインシデント/高リスクの開示  
インシデントを修正するために適切なアクションを実行する

3.13 合理的な現代奴隷制のデューデリジェンスの証明：EY は当社のサプライヤーが以下を維持するとみなしています。自社サプライチェーンにおける現代奴隷制固有のリスクに関する積極的な見解（これにはサードパーティの人権および社会的コンプライアンス基準に関連する認証が含まれます）。他の調査方法として、当社は人権の専門家を雇い高リスクのサプライヤーの検証監査を断続的に（少なくとも年 1 回）行うことが含まれているとみなします。

上記の最小要件に加え、当該サプライヤーはすべての法域に適用される人権の最低基準を定義し、これへの準拠がどのように奨励され観察されているかを実証するものとします。そのような基準は、少なくとも、ビジネスと人権に関する国連指導原則を参照する必要があります。

4. **多様性と包括性** 当社の調達決定、契約およびサプライヤー関係の管理はEY の多様性と包括性のポリシー（機会均等を盛り込んだもの）の原則を反映し、促進するものです。そのなかで、サプライヤーは従業員や契約当事者が、性別、ジェンダー、性自認/表現、婚姻関係やシビルパートナーシップの状況、人種、民族や国籍、障害、宗教、性的指向、年齢、パートタイムの状況などを理由に、犠牲になったり、嫌がらせや差別を受けないように努めるものとします。サプライヤーは、該当する差別法の要件を満たす必要があります。当社のサプライヤーは入札および購入プロセス中に公正かつ平等に扱われるものとし、以下についての決定は明確な選択基準に基づくものとします。

4.1 EY は、サプライヤーが製品の設計や EY へのサービスの提供時に、障害のある個人のユーザビリティとその包括性を検討するためのポリシーを実施することを期待します。当該ポリシーの一部として、サプライヤーが製品の設計やサービスの提供に際し、障害者ガイドラインに準拠しているアクセシビリティ基準やプロセスがあります。

4.2 EY は、サプライヤーに性的指向、人種、性別または性同一性/表現に基づく差別/いじめと嫌がらせを明示的に禁止する方針があるものとみなします。さらに、サプライヤーは性的指向と性同一性/表現などの多様性と包括性のトレーニングの証拠を持つことも奨励されています。



4.3 当社の包括的調達戦略の主な目的は、当社の競争力を強化し、当社と当社のクライアントに革新的でコスト効率の高い製品およびサービスを提供することができると認定された多様な企業（以下に定義）を特定し、開発して活用することです。当社はすべてのサプライヤーが最善の努力を持って、多様な企業がサプライヤーやその下請け企業の優先的なサプライヤーとなるよう商品やサービスの競争に参加するようにして調達することを期待しています。サプライヤーは、EY 企業との契約条件に基づき、関連するすべての規制機関の要件、および地域のダイバーシティ規制やプログラムを遵守することを約束します。

4.4 この『サプライヤー行動規範』の目的において、「多様な事業」とは 1 人以上のマイノリティ、女性、LGBT+の人、障害者、退役軍人、傷病退役軍人、アボリジニまたは先住民により少なくとも 51% 所有、運営および管理されていると認定された企業をさします。さらに、歴史的に現地国で十分に活用されていない企業および社会的企業と定義されている企業は、多様性のある事業のカテゴリに含まれます。

4.5 当社は、多様性のある企業が、組織の優先的なサプライヤーやサブコントラクターになるために、すべての商品およびサービスについて競争する機会を平等に持つことを約束します。EY はより働きやすい世界を構築するために多様な企業の発展と成長にコミットし、ネットワークを拡張して、信頼できる豊かな関係を構築します。

4.6 EY は、多様な企業からサプライチェーンと購入の多様性を促進するためにサプライヤーが同等の方針を持っているとみなしています。サプライヤーは、合理的な努力をもって多様なサプライヤーを活用し、要求に応じて EY に対しその証拠を提供することに同意します。

5. **倫理**：当社のすべての商取引において最高水準の誠実さが期待されています。どのような、およびあらゆる形態の汚職、恐喝、贈収賄（円滑化のための支払いを含む）と横領は固く禁じられており、即時解雇および法的措置につながる可能性があります。

5.1 サプライヤーは、どのような人物に対しても、その金銭または価値のあるものの全てまたは一部が他の個人または組織に、公的行為に影響を与えたりビジネスの優位性を得るために提供されている可能性が高いことを状況が示す場合、金銭または価値あるものを提供しないものとします。

5.2 サプライヤーは、EY の担当者に贈答品やビジネス上の娯楽を提供する前に、関連する EY ギフトおよびホスピタリティポリシーを理解しているものとします。贈り物や接待は決して不適切に見える状況下で EY の担当者または代表者に提供されるべきではありません。

5.3 サプライヤーは、輸入、輸出および商品およびサービス（ソフトウェアおよびテクノロジーを含む）の再輸出または譲渡に適用されるすべての貿易管理法と規制を遵守する必要があります。すべての請求書と税関または EY が関連する取引について EY または政府当局に提出された同様の文書は、提供された商品とサービス、およびその価格についてその中で正確に説明する必要があります。

5.4 サプライヤーは、提案されている、保留されている、または現在の EY の調達に関して、価格、コスト、その他の競争力のある情報を共有または交換したり、他の第三者との談合行為を請け負ったりしないものとします。

5.5 サプライヤーは、適用されるすべての法律と規制、およびこのガイドに記載されているのと同じ（最低）基準を遵守している下請け業者またはその他のサードパーティのみを採用します。

6. **モニタリング**：EY は、この『サプライヤー行動規範』の遵守を確認するために、毎年コンプライアンス調査を実施する場合があります。ただし、EY は、サプライヤーが EY の行動規範について積極的に監査し日々の管理プロセスを監視し、要求に応じて EY に証拠を提供することを期待します。

## EY | アシュアランス | 税務 | トランザクション | アドバイザリ

### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリなどの分野における世界的なリーダーです。 私たちが提供する深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動の信頼性の向上に役立てられています。私たちは、すべてのステークホルダーの期待に応えるチームワークを発揮できる、優秀なリーダーの育成に取り組んでいます。これによって EY は、当社の従業員、クライアント、そしてコミュニティ全体にとって、より働きやすい世界を構築するうえで非常に重要な役割を担っています。

EY とは、Ernst & Young Global Limited のグローバルネットワークであり、単体、または複数のメンバー企業を指し、各メンバー企業は法的に独立した組織です。 Ernst & Young Global Limited は英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。 EY がどのように個人データを収集・使用するかについての情報、および データ保護法に基づいて個人が所有する権利についての説明は、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) で入手できます。当社に関するより詳しい情報は [ey.com](https://ey.com)。

© 2020 EYGM Limited.  
禁無断転載。

EYG no. 002141-20Gb1

本文書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。 具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

**[ey.com](https://ey.com)**